

## 令和5年度の検証作業について

### 1 検証作業の範囲と対象

作業範囲：検証計画記載の条項について検証します。

令和5年度の検証条項

第17条、第31条～第33条

対象年度：検証計画に基づき、対象年度を『令和4年度実施分』とします。

(令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実施した取組みで評価)

### 2 検証作業を行う組織

検証作業は自治推進委員会が行います。

### 3 検証の視点

検証は、次の視点を基本とします。

- ①自治基本条例及び取扱要領に基づいた取り組みがされているか。
- ②まちづくりの理念が損なわれていないか。
- ③条項の内容が、現在の社会情勢の変化に合っているか。

### 4 検証手順

逐条解説等により、検証対象となる条項の定義等について解釈を深め、検証計画記載の「検証内容及び方法」により意見交換をします。意見を整理し、検証結果としてまとめます。

令和5年度は、条例見直しに関する取組みも行います。

## 5 条例見直しの範囲について

作業範囲：おいらせ町自治基本条例及び取扱要領の全文

## 6 条例見直しを行う組織

条例見直しの検討は自治推進委員会が行います。

委員会の意見を取りまとめた「条例見直しへの提言書」を町長へ提出します。

町は受理した提言書をもとに改正の可否を判断します。

町は必要であれば条例改正の手続きをとるほか、その取り組み状況を報告します。

## 7 見直しの視点

見直しは、次の視点を基本とします。

- ・ 条例が社会情勢の変化や時間の経過により形骸化していないか。
- ・ 条例の理念が損なわれていないか。

また、条例第40条により、本条例の見直しにあたっては、広く町民の意見を聴くことが義務付けられています。

## 8 見直し作業方針（案）

これまでの検証結果や、委員の意見を参考に条例を整理し、提言としてまとめます。

作業の例)

- 1) 条文(解説文含む)とこれまでの検証資料・結果を照らし合わせて再検証をする
- 2) 条例の理念や社会情勢の変化、町の現状等を踏まえて再検証する

○見直し作業の対象範囲

町自治基本条例

	対象条文	検証年度
第2章	町民の権利	
	第4条(生活に関する権利)	R2,R4
	第5条(子どもの権利)	R2,R4
	第6条(個人情報)	R2,R4
	第7条(参加に関する権利)	R2,R4
第3章	町民の役割と責任	
	第8条(自立と自律)	R2,R4
	第9条(まちづくりへの参加)	R2,R4
	第10条(町民、行政及び議会との協働)	R2,R4
	第11条(互いの権利を守る責任)	R2,R4
	第12条(ふるさとと地球を守る責任)	R2,R4
第4章	行政の役割と責任	
	第13条(役割と責任)	R4
	第14条(行政の執行)	R4
	第15条(町民との関係)	R4
	第16条(苦情・相談への対応)	R4
	第17条(情報公開と説明責任)	毎年度検証
	第18条(危機管理)	R4
第5章	議会の役割と責任	
	第19条(議会の役割と責任)	R3
	第20条(議会の運営)	R3
	第21条(議員の責任)	R3
第7章	まちづくりのしくみ	
	第28条(総合計画)	R1
	第29条(財政運営)	R3
	第30条(行政評価)	R2,R4
	第31条(情報公開・情報共有)	毎年度検証
	第32条(審議会等における委員の公募)	毎年度検証
	第33条(参加の保障)	毎年度検証
	第34条(行政監視)	—
	第35条(開かれた議会)	R3
第36条(選挙における情報共有)	R3	

第8章	まちづくり組織	
	第37条(まちづくり組織)	R2,R4
	第38条(まちづくり組織とおいらせ町)	R2,R4
第9章	施行後の検証と見直し	
	第39条(運用状況の検証)	R1
	第40条(条例の見直し)	R1

自治基本条例取扱要領(未検証分)

	対象条文	検証年度
	第1条(趣旨)	
	第2条(定義)	
	第3条(情報の公表)	
	第4条(情報の提供)	
	第5条(情報の公表・提供方法)	
	第6条(公表・提供する情報内容の充実)	
	第7条(情報の公表・提供期間)	
	第8条(他の制度との調整)	
	第9条(意見等に対する応答責任)	
	第10条(計画策定等への参加)	
	第11条(参加制度の方法等)	
	第12条(参加制度選択の事前公表)	
	第13条(意見の取扱い)	
	第14条(記録の作成)	
	第15条(懇談会等の設置)	
	第16条(懇談会等の見直し)	
	第17条(公聴会等の開催)	
	第18条(ワークショップ等の開催)	
	第19条(パブリックコメント等の実施)	
	第20条(政策等の案の公表等)	
	第21条(パブリックコメント等の実施の通知)	
	第22条(意見等の提出)	
	第23条(アンケート調査の実施)	
	第24条(協働による事業の実施)	
	第25条(評価への参加)	
	第26条(住民投票)	
	第27条(行政監視)	